

子の看護等に係る休暇について

24年1月
学労川崎

- 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第3・子の看護「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子を看護する場合、1の年において7日（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間」
- 地方公務員法24条4項「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」＝「均衡の原則」

国・政令市における 子の看護等に係る休暇の対象児童年齢

川崎市=9歳

学労川崎調べによる

国	札幌	仙台	さい たま	千葉	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松
6歳	12歳	12歳	12歳	12歳	12歳	12歳	12歳	12歳	12歳
名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
12歳	12歳	12歳	12歳	12歳	6歳	12歳	12歳	12歳	12歳

※記載年齢以後最初の3月31日、もしくは「小学校／中学校就学の始期」まで

※岡山・広島は学級閉鎖で、北九州は校園行事参加で取得可能

近隣都県市における 子の看護等に係る休暇の対象児童年齢と日数

学労川崎調べによる

さいたま市	千葉市	横浜市	相模原市
12歳	12歳	12歳	12歳
神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
15歳	12歳	15歳	15歳

※15歳は「義務教育終了」まで

※千葉県、埼玉県は校園行事参加で取得可能

さいたま市	千葉市	横浜市	相模原市
1人5日 2人以上 10日	1人5日 2人以上 10日	1人5日 2人以上 10日	1人5日 2人以上 10日
神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
1人5日* 2人以上 10日	1人5日 2人以上 10日	1人7日 2人以上 10日	1人7日 2人以上 10日

※神奈川県*=就学始期まで6日

子の看護休暇をめぐる学労川崎要求

子の看護休暇の取得対象年齢を 中学3年生まで引き上げること。

(2023年8月21日提出「2024年度に向けた定員・予算並びに諸権利に関する要求書」6-イ)

- 国・他都市との「均衡の原則」に照らせば、
少なくとも引き上げは当然。
- 近隣県に劣る子育て環境は職員採用においてもマイナス。
- 「ワークライフバランス実現」「誰もが働きやすい職場環境整備」
人事委員会の報告・意見を踏まえた観点からも、拡充あるのみ。